

地域脱炭素化促進事業について

1 概要

地球温暖化対策推進法が改正され、市町村は地方公共団体実行計画において、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下、促進事業編）」を定めるよう努め、あわせて本計画に基づき事業者が策定する事業計画を認定する制度が追加された。

目的：再エネ事業について適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、
地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進する。

(1) 促進事業編の内容

- ①地域脱炭素化促進事業の目標
- ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- ③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④地域の脱炭素化のための取組
- ⑤地域の環境保全のための取組
- ⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



(2) 課題

- ①市が促進区域を設定するにあたり、住民理解をどのように得るか。(近県では県のゾーニングマップ公表以降、事業者の再エネ設置が進むも、一方で景観悪化や騒音を懸念する住民が反対運動を起こす事例あり。)
- ②事業者に対して、環境保全や地域貢献の取組をどこまで求めるか。
- ③事業者は協議会での協議を経て、事業計画を作成し、市に認定を申請する。(認定責任が発生。) また認定を受けた事業は2つの特例(①関係法令の許可のワンストップ化、②環境影響評価法の配慮書手続を省略)を受けることができる。

促進区域の設定から地域脱炭素化促進事業の促進までの作業フロー

1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)		その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定	市町村	地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

2 促進区域について

促進区域の抽出方法について、はじめに国が「除外すべき区域(国基準)」等を示し、次に県が「除外すべき区域(県基準)」等を示し、残された区域が、市が設定する「促進区域」の候補地となる。環境省では「広域的ゾーニング」を理想としつつも、短期・中期的には、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「公有地・公共施設」や「地区・街区単位」から段階的に、より早期に取り組むことを例示している。

促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
1) 広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
2) 地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
3) 公有地・公共施設活用品	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
4) 事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

3 地域の環境保全のための取組

市が方針を定め、適切な措置を事業者に求める。事業者が事業計画において具体的な取組を策定する。

・適切な措置の例

必要な調査の実施、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事業調査による対応、順応的管理による対応）等。

4 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

市が方針を定め、事業者に取組を求める。事業者が事業計画において具体的な取組を策定する。

例1) 地域貢献、地域課題解決

地域経済への貢献



- ・ 域内での安価な再エネの供給や経済循環を推進
- ・ 地元の事業者・金融機関などの参画
- ・ 再エネ導入とセットで産業誘致
- ・ 地元の雇用創出、再エネ事業に係る人材育成、技術の共有

地域における社会課題の解決



- ・ 他の政策分野の課題解決にも活かす取組
 - ・ 再エネの災害用電源としての活用
 - ・ EVシェアリング、グリーンスローモビリティ
 - ・ 収益を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援
- ・ 発電余熱の施設園芸への活用や焼却残渣物の雄基肥料としての活用

例2) 久慈市（地域貢献のガイドライン）

市と事業者が協定を締結することを前提に、地元が要望する地元協調策を提示している。

①市内企業又は個人による出資の受け入れ、②建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成、③地域課題解決のために活用可能な資金提供、④地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携、⑤教育・観光に資するPR施設の設置、⑥作業用通路の供用